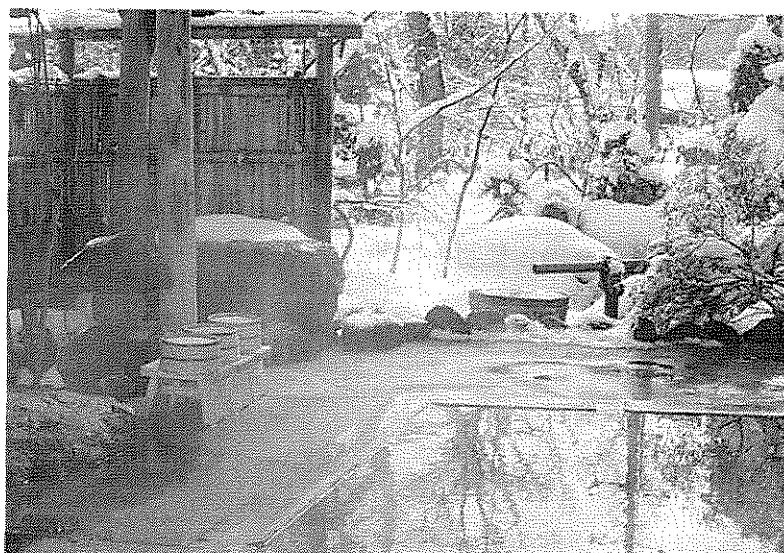


宮城県温泉資源管理基本計画



宮城県保健福祉部薬務課

平成19年3月

宮城県温泉資源管理基本計画

目次

第1章 総論

- 1 計画策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 計画の目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

第2章 温泉資源管理の現状と課題

- 1 温泉資源の現状と課題・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 温泉利用の現状と課題・・・・・・・・・・・・ P4
- 3 温泉行政の現状と課題・・・・・・・・・・・・ P7
- 4 温泉資源の保護等に関する県民・関係者の意識調査・・・ P9

第3章 目標と基本的方向性

- 1 温泉資源の保護・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 2 温泉資源の有効・他目的利用の推進・・・・・・・・ P11
- 3 温泉の適正利用の推進・・・・・・・・・・・・ P12

第4章 計画の推進

- 1 事業者の取り組み・・・・・・・・・・・・ P13
- 2 行政の取り組み・・・・・・・・・・・・ P13

宮城県温泉資源管理基本計画策定検討会設置要綱・・・・・・・・ P14

宮城県温泉資源管理基本計画策定検討会構成員名簿・・・・・・・・ P15

<資料編> 資料1～13（別添）

「宮城県温泉資源管理基本計画」

第1章 総論

1 計画策定の必要性

本県は各地に温泉地をかかえ、760余りの源泉があり、多様な泉質に恵まれている。近年は、観光としての温泉に加え、温泉を利用して積極的に健康回復、健康増進を図ろうとする気運が高まっており、地域の特性を活かした温泉地づくりが望まれている。

一方、温泉はその資源管理が適切になされないと枯渇を招くことになる。実際、温泉の劣化現象（温度の低下、量の減少、成分含量の変化等）が起きていると思われる源泉も現れていることから、温泉源泉及び利用状況を把握し、温泉資源の適正利用を推進する必要がある。

また、近年の温泉開発は至る所において行われているが、環境や生態系に配慮し、自然に過大な負荷を与えないような開発が求められている。

このようなことから、将来にわたる本県の温泉の持続的発展の基本となるものとして、宮城県温泉保護対策要綱で規定する「温泉保護地域」の見直しを含めた温泉保護の在り方及び温泉資源の有効かつ適正利用のための管理基本計画を策定するものである。

2 計画の目的と性格

この計画は、本県における温泉の現状と課題を明らかにし、本県の財産である温泉資源について、「温泉保護地域」の見直しを含めた温泉保護の在り方、地域の活性化と両立する温泉資源の有効かつ適正利用のための管理基本計画を策定するものであり、その基本的方向性を示し、温泉行政の基本指針とするものである。

第2章 温泉資源管理の現状と課題

1 温泉資源の現状と課題

(1) 現状

イ 本県の源泉数は、平成18年3月末現在で765（自噴：394、動力：355、他目的：16）であり、36市町村中31市町村で温泉がゆう出している。

表1のとおり浴用・飲用利用分の源泉数は257源泉あり、ゆう出量は、自噴が5,903 L/分、動力によるものが28,858 L/分（測定可能な源泉の測定実績）である。他目的利用分の源泉数は14源泉あり、用途は地熱発電及び温泉栽培である。ゆう出量（自噴蒸気泉）10,619 L/分は地熱発電のものであり、温室栽培のゆう出データは含まれていない。

利用源泉の主なものとしては、仙台市内では60源泉（自噴16、動力44）あり、主な温泉地として作並温泉に12、秋保湯元温泉に17の源泉がある。

仙南保健所管内では95の源泉（自噴15、動力80）があり、主な温泉地としては小原・鎌先温泉に16、遠刈田温泉に47の源泉がある。

大崎保健所管内では302の源泉（自噴205、動力93）があり、主な温泉地

としては川渡温泉に 22, 東鳴子温泉に 47, 鳴子温泉に 132, 中山平に 42, 鬼首に 40 の源泉がある。

ロ 未利用源泉は, 249 (自噴: 137, 動力: 110, 他目的: 2) である。

未利用の源泉は, 仙台市内では 75 源泉 (自噴 28, 動力 47) あり, 主な地域として作並温泉に 14, 愛子周辺地区に 24, 秋保湯元温泉に 10 の源泉がある。

仙南保健所管内では 60 の源泉 (自噴 25, 動力 35) があり, 主な地域としては遠刈田温泉に 33 の源泉がある。

大崎保健所管内では 97 の源泉 (自噴 77, 動力 20) があり, 主な地域としては川渡温泉に 11, 東鳴子温泉に 5, 鳴子温泉に 30, 中山平温泉に 30, 鬼首温泉に 15 の源泉がある。

ハ 浴用・飲用利用分の源泉数及びゆう出量の経年変化は図 1, 2 に示したが, 表 1 に示すように平成 17 年度と平成 7 年度とのデータと比較すると, 浴用・飲用利用分については全体の源泉数及びゆう出量は増加しているが, 自噴源泉で減少し, 動力装置設置源泉で増加する傾向が見られる。この 10 年間で源泉数は 41 増加し, ゆう出量は 9,096 L/分の増加があった。

・源泉数の内訳 : 自噴源泉で 22 源泉の減少, 動力装置設置源泉で 63 源泉の増加があった。

・ゆう出量の内訳 : 自噴源泉で 1,093 L/分減少, 動力装置設置源泉で 10,189 L/分の増加があった。

表 1 源泉の利用状況

(1) 浴用・飲用利用分

| 源泉数 | 利用源泉 | | | 未利用源泉 | | | 湧出量 (L/分) | |
|-------------------|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----------|--------|
| | 自噴 | 動力 | 計 | 自噴 | 動力 | 計 | 自噴 | 動力 |
| 708 (H 8.3.31) | 256 | 203 | 459 | 160 | 89 | 249 | 6,996 | 18,669 |
| 749 (H18.3.31) | 257 | 245 | 502 | 137 | 110 | 247 | 5,903 | 28,858 |

(2) 他目的利用分

| 源泉数 | 利用源泉* | | | 未利用源泉* | | | 湧出量 (L/分) | |
|------------------|-------|----|----|--------|----|---|-----------|----|
| | 自噴 | 動力 | 計 | 自噴 | 動力 | 計 | 自噴 | 動力 |
| 19 (H 8.3.31) | 13 | 0 | 13 | 6 | 0 | 6 | 10,662 | 0 |
| 16 (H18.3.31) | 14 | 0 | 14 | 2 | 0 | 2 | 10,619 | 0 |

* 他目的の用途内訳 : H18.3 利用源泉: 温室栽培 (7), 地熱発電 (7)

未利用源泉: 温室栽培 (1), 地熱発電 (1)

図1 利用・未利用源泉の自噴・動力別源泉数の経年変化
(浴用・飲用利用分)

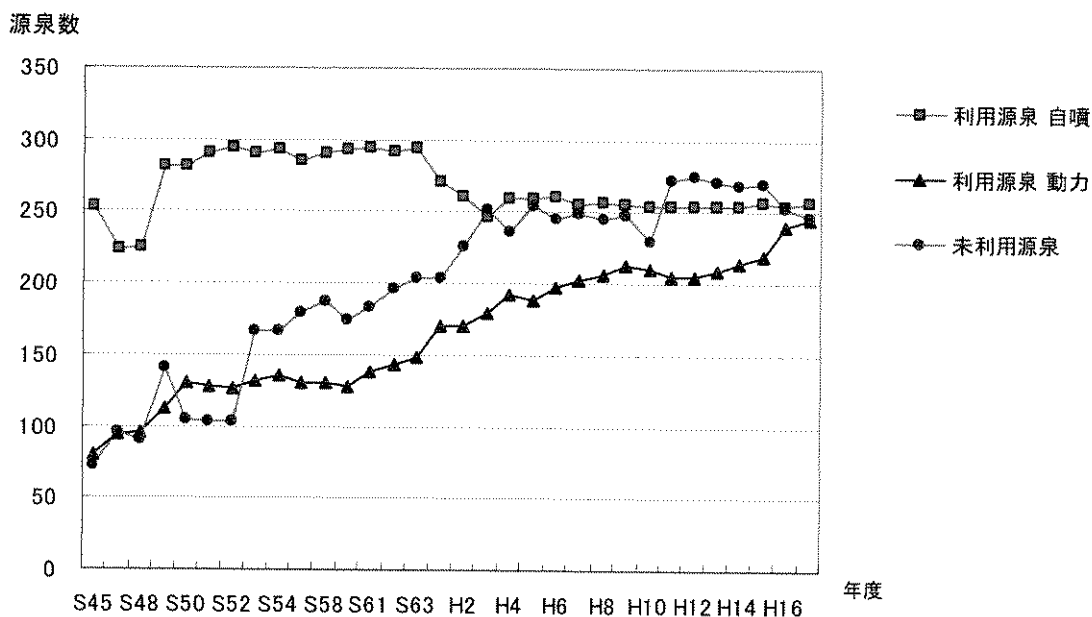
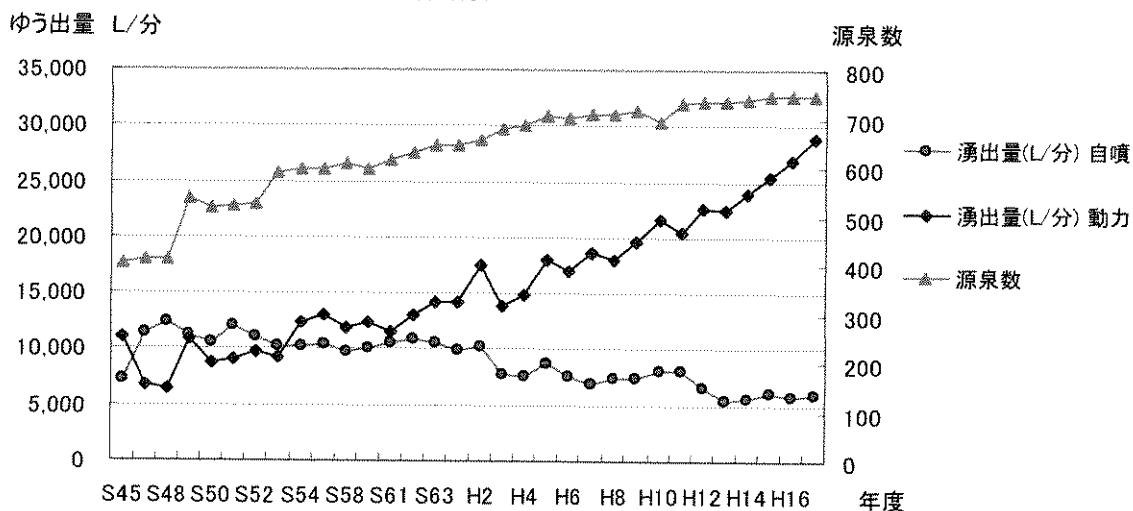


図2 ゆう出量(自噴・動力)及び源泉数の経年変化
(浴用・飲用利用分)

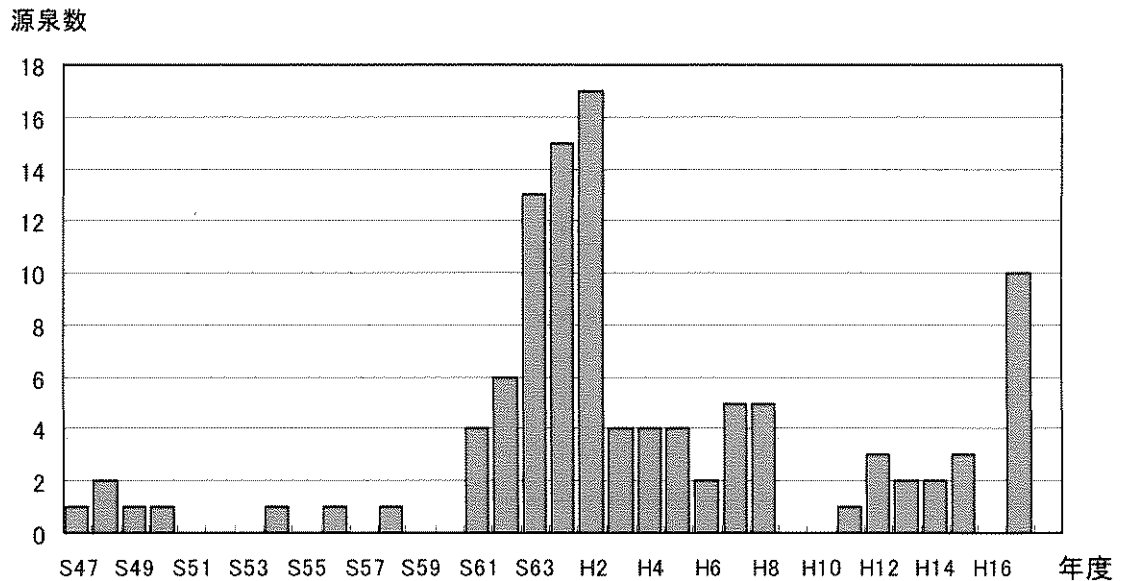


ニ 掘削深度 1,000m 以上の大深度掘削は、図 3 に示すように本県においては昭和 62 年頃から顕著になり平成 18 年 3 月 31 日現在の源泉は 101 本である。これまでの掘削で多い地区は、蔵王町遠刈田地区 13 本、仙台市太白区秋保町湯元地区 10 本、仙台市泉区泉地区が 9 本、仙台市青葉区愛子周辺地区及び川崎町釜房湖周辺地区がそれぞれ 8 本である。また、仙台駅周辺での大深度掘削が増加の傾向にある。県内で一番深い掘削は、南三陸町南三陸温泉の 2,000 m である。

ホ 新規掘削に伴い、源泉数が年々増加している。源泉が多くなってきている地域や深度が深く化石水を汲み上げているような地域は泉質の劣化現象（成

分の変化、温度の低下)や温泉資源の枯渇が危惧されている。

図3 深さ1,000m以上の源泉・掘削許可状況



(2) 課題

- イ 自噴源泉が減少し、動力源泉が増加してきており、温泉資源の衰退化防止の対策が必要である。
- ロ 源泉所有者は、温度・ゆう出量・水位等を定期的に観察し、源泉の状態を把握して温泉の保全に努力すべきである。
- ハ 未利用の温泉については、その所有者に利用の意思を確認するとともに、利用するものにあつては促進を、利用しないものにあつては廃孔等の指導が必要である。
- ニ 従来の温泉地とは異なる地域における大深度掘削が増加しており、これらによる温泉資源の枯渇が危惧されている。

2 温泉利用の現状と課題

(1) 現状

イ 温泉の利用状況

温泉は、浴用を主として利用されるものがほとんどであり、観光資源として地域経済との関連も大きく、保養・療養の目的でも利用されてきた。その他、飲用、温室栽培用の熱源、地熱発電にも利用されている(表2参照)。

温泉を利用している施設は、宿泊施設と公衆浴場に大きく分けられる。これらは温泉法による利用許可を取得しており、施設数の経年変化は図4のとおりである。

宿泊施設での許可施設数は、平成5年頃一時320施設に達したが、現在は昭和63年当時と同程度の267施設になっている。一方、公衆浴場としての利用許可施設数は、昭和56年に6施設だったものが平成13年頃から増加の傾

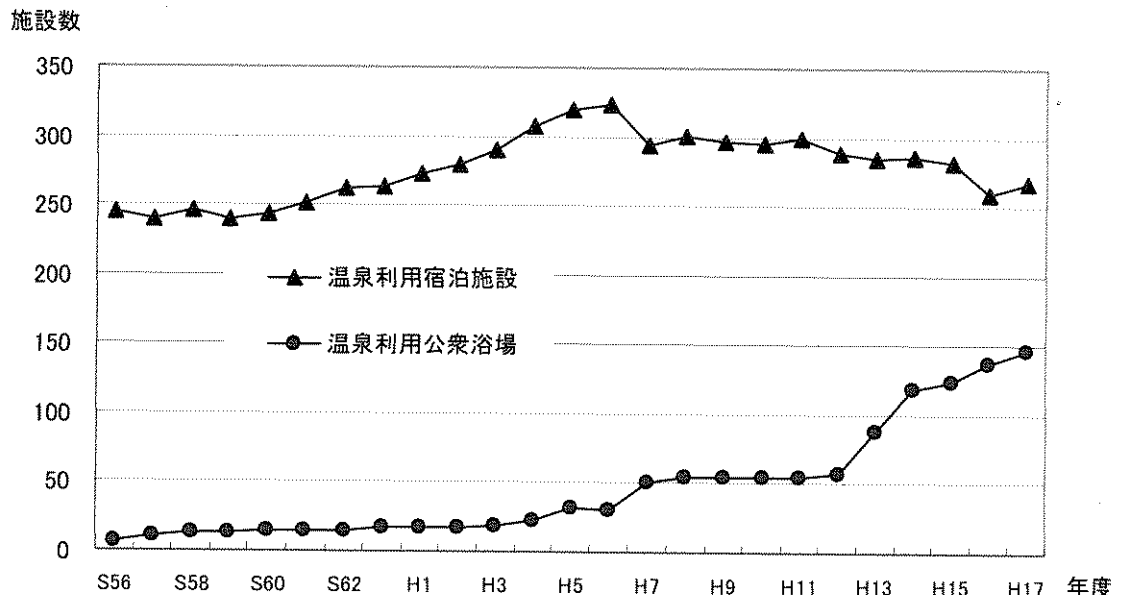
向が大きくなり平成 17 年度には 146 施設に増加している。これは、日帰り専用の施設の増加の他、温泉旅館での公衆浴場許可取得に伴う利用許可の取得によるものと考えられる。

なお、利用許可は原則として、施設の浴槽毎に取得しなければならないが、その許可件数の推移は平成 4 年度には 971 件であったものが平成 17 年度では 1,389 件となり 1.4 倍強となっている。

表 2 浴用・飲用許可件数及び他目的利用の状況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

| |
|----------------------------------|
| 浴用 (1,383 件)・飲用 (7 件) |
| 他目的一温室栽培 (源泉 7 本), 地熱発電 (源泉 7 本) |

図 4 温泉利用許可施設(宿泊・公衆浴場)数の経年変化



ロ 入浴施設におけるレジオネラ症による問題等があり、利用者の衛生管理に対する意識が高くなっている。

ハ 温泉の泉質や利用形態の掲示

温泉法では、源泉名、泉質、温度、温泉成分、成分分析の年月日等について、及び利用上の注意として浴用又は飲用の禁忌症、浴用又は飲用の方法及び注意を掲示することになっている。

さらに、平成 16 年に発覚した温泉の偽装問題等を受け、平成 17 年 5 月 24 日からは、温泉法施行規則の改正により上記項目に加え「加水」、「加温」及び「循環」する場合はその旨及びその理由を、「入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する」場合は、入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由を掲示することとなった。

○ みやぎの温泉安心調査

平成16年8月から9月にかけて県内温泉利用施設等への立入調査を実施した。温泉地の旅館等宿泊施設及び公衆浴場施設の他、屋号に「温泉」を使用している施設にも立ち入り、掲示が適切に行われているか確認した。(調査施設数430、実質調査数401) その結果、温泉の偽装表示は見られなかった。

施設の一部又は全部の浴槽で利用許可を受けずに温泉を利用していた施設が4施設あったが、申請手続きを行い改善済みである。また、温泉と誤認するおそれのある表示が認められた施設が25施設あり、改善を指導した。

ニ 地域によっては既に泉質の劣化現象（成分の変化、温度の低下）や温泉資源の枯渇の現象が現れてきている。

温泉資源の保護と利用の効率化等の目的から、県内では表3のとおり9つの温泉地、11カ所で集中管理が導入されている。

表3 宮城県内の源泉集中管理状況

(平成19年3月現在)

| 温泉地 | 事業主体 | 源泉数 | 利用施設数 | | | | | 導入年 |
|---------|---------------------|-----|-----------|---------|----------|---------|----|-------|
| | | | 旅館 ホテル | 保養 所 | 公衆 浴場 | 別荘 等 | 計 | |
| 青根 | 川崎町 | 7 | 9 | 1 | 1 | 2 | 13 | 昭和56年 |
| 遠刈田 | 遠刈田源泉管理衛 | 2 | 9 | 0 | 2 | 0 | 11 | 昭和36年 |
| 鬼首 | 鳴子まちづくり㈱ 栗駒観光開発㈱ | 3 | 2 | 5 | 3 | 16 | 26 | 昭和58年 |
| 中山平 | 鳴子まちづくり㈱ | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 昭和35年 |
| 東鳴子 | 東鳴子源泉管理組合 | 5 | 6 | 0 | 1 | 0 | 7 | 平成9年 |
| 鳴子(山道) | 鳴子まちづくり㈱ | 4 | 2 | 0 | 3 | 14 | 19 | 昭和24年 |
| 鳴子(下地獄) | 鳴子まちづくり㈱ | 9 | 3 | 0 | 3 | 16 | 22 | 昭和24年 |
| 鳴子(末沢) | 鳴子まちづくり㈱ | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 4 | 昭和35年 |
| 川渡 | 鳴子まちづくり㈱ | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 5 | 昭和24年 |
| 秋保 | 秋保温泉源泉管理組合 | 4 | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 | 昭和35年 |
| 作並 | 作並温泉供給衛 | 1 | 4 | 0 | 1 | 6 | 11 | 昭和8年 |

ホ ラムサール条約登録湿地（伊豆沼）周辺において、掘削申請があり温泉排水による自然環境への影響が危惧されている。

(2) 課題

イ 温泉利用施設の多様化に伴い、1施設あたりの温泉使用量が増加の傾向にあり、温泉の有効利用、過剰揚湯の防止対策が必要である。

ロ 温泉利用施設の衛生管理の徹底を図る必要がある。

なお、消毒方法については、可能な限り源泉の泉質に影響を及ぼさないような方法で行う必要がある。

ハ 温泉法第14条（温泉の成分等の掲示）に基づく適正表示を徹底する必要がある。

ニ 地域によっては、温泉の個性がなくなるというデメリットはあるが、温泉の保護と有効利用の観点から、温泉の集中管理システム導入の検討を促す必要がある。

ホ 公益侵害の中に、環境や生態系への配慮が求められている。

3 温泉行政の現状と課題

(1) 現状

イ 温泉法の施行状況

過去5年間の掘削等許可及び利用許可の状況は表4のとおりである。

表4 掘削等許可及び利用許可の状況

| 年度 | 掘削等許可の状況 | | | | 利用許可の状況 | | |
|--------|----------|----|----|----|---------|----|-----|
| | 掘削 | 増掘 | 動力 | 合計 | 浴用 | 飲用 | 合計 |
| 平成17年度 | 12 | 0 | 19 | 31 | 154 | 0 | 154 |
| 平成16年度 | 11 | 0 | 12 | 23 | 168 | 1 | 169 |
| 平成15年度 | 14 | 1 | 6 | 21 | 141 | 0 | 141 |
| 平成14年度 | 8 | 2 | 8 | 18 | 61 | 0 | 61 |
| 平成13年度 | 12 | 0 | 7 | 19 | 32 | 1 | 33 |

ロ 温泉保護対策要綱の制定

温泉源の衰退、枯渇、温度の低下、成分の変化を防止し、温泉の保護と適正な利用の推進を図ることを目的として昭和50年4月に制定された。

本要綱において、温泉保護地域として12温泉地、温泉準保護地域として6温泉地が指定されている（表5参照）。

保護地域として指定される地域は、①源泉の分布密度が濃厚な地域、②過去及び現在において、源泉間の相互影響が著しく現れている地域、③過去数年間、温泉の水位、温度、ゆう出量（揚湯量）の低下が著しく、あるいは温泉の成分に影響がみられた地域に該当するような場所である。

指定地域における主な規制は以下のとおりである。

- 「温泉保護地域」：温泉を整理統合し、集中管理方式導入のために掘さくする場合、既存源泉の損壊等に伴う代替掘さくの場合等以外は原則として新規掘さく及び増掘は認めない。

- 「温泉準保護地域」：付近の利用源泉に影響を及ぼさないと認められる範囲内で新規掘さく及び増掘を認める。

表5 温泉保護地域及び温泉準保護地域

| |
|--|
| <p><温泉保護地域（一部準保護地域を含む）></p> <p>小原温泉 鎌先温泉 遠刈田温泉 青根温泉 峨々温泉 作並温泉 赤生木温泉 川渡温泉 東鳴子温泉 鳴子温泉 中山平温泉 鬼首温泉</p> |
| <p><温泉準保護地域></p> <p>かもしか温泉 前川温泉 釜房湖周辺温泉 広瀬川温泉 定義温泉 鳴合温泉</p> |

- ハ 温泉事業者等に対する啓発指導のため(社)宮城県温泉協会と共催で「温泉施設管理者等研修会」及び「市町村・保健所温泉担当者会議」等を実施している。

ニ 県内の温泉に関する調査

<温泉資源量調査等>

県内の主要な温泉地について昭和40年から平成11年度にかけて、「温泉源基盤整備調査」、「温泉源賦存状況調査」及び「温泉資源量調査」等を実施している。

平成9年度から11年度にかけて実施した温泉資源量調査では、(財)中央温泉研究所に委託して秋保温泉、川渡温泉、遠刈田温泉を対象として実施した。報告の概要は以下のとおりである。

- ・秋保温泉：過剰な温泉採取により、水位低下など、枯渇の前兆が出現し始めている。
- ・川渡温泉：地域全体でのゆう出量の減少は見られないが、自噴から動力への切り替えが進んでおり、自噴量そのものは減少傾向にある。
- ・遠刈田温泉：源泉数の増加とそれに伴う揚湯量の増加によって、自噴源泉の減少が見られた。

各温泉地とも、温泉資源の保護のため、集中管理方式の導入や保護地域の見直し等の必要性について言及されている。

<温泉測定調査事業>

「温泉測定調査事業」として昭和48年度から毎年増水期の6月及び渇水期の10月に、(社)宮城県温泉協会に委託し、県内源泉（測定源泉：約350）の温度及びゆう出量調査を継続して実施している。

ホ その他

宮城県経済再生戦略・みやぎウエルカム5000万人プロジェクトの一つとして平成16、17年度に「温泉の保健的利用観光推進事業」を実施した。平成16年度は宮城蔵王温泉郷で、平成17年度は鳴子温泉郷で行った。事業は、低迷している温泉地を再生し、現代版湯治温泉地として県内外に売り出すための戦略的ソフトを実施することを目的としたもので、内容は以下のとおりである。

- 温泉利用プログラムを安全・適切に指導できる「温泉入浴指導員養成講習会」
入浴指導員養成者数 100名

- 温泉滞在客を対象にした「湯治・栄養相談及び温泉療養関係講習会」
参加者数 571名
- 温泉地住民を対象に来訪客をもてなす温泉地域ボランティアガイドになってもらうための「湯めぐり案内人養成講習会」
受講者数 349名

(2) 課題

イ 温泉保護対策要綱の見直し

保護地域は、当初に設定されてからおよそ30年間見直されていない状況である。今後とも、温泉を持続的に利用できるように温泉源の保護をさらに進めていく必要がある。

ロ 温泉利用の適正管理についての検討

温泉利用施設における過剰湯の防止対策、衛生管理及び循環ろ過装置等浴槽の維持管理について公衆浴場法等の他法令と連携した指導の推進。

ハ 源泉状況調査

温泉測定調査事業として県内源泉のゆう出量及び泉温について継続的に調査を行っているが、温泉資源の現状及び将来的な状況を把握するため、効率的にできるものとして動水位等の測定調査の検討を行う。具体的には、定期的に各温泉地の代表とされるような源泉で動水位の測定調査を行うことや、営業者に対して動力装置の交換時やしゅんせつ工事のときに動水位の測定を義務づけることが考えられる。

4 温泉資源の保護等に関する県民・関係者の意識調査

平成17年8月から9月にかけて温泉事業者、温泉利用者、市町村、掘削事業者を対象者として温泉の利用及び温泉資源の保護等のアンケート調査を行った。

(1) 温泉事業者（回答数165 回収率49.0%）

イ 各利用施設における温泉の利用状況（源泉かけ流し、加水、加温、循環ろ過）については、10年前と比べると各項目別の割合に大きな変化はない。

ロ 過去10年間で浴槽等の増改築を行っていない施設は全体の88%、同様に過去10年間で温泉の利用量に変化がないと回答した施設は全体の78%、また、源泉の衰退傾向がみられないと感じている施設は全体の71%であり、これらは関連していると考えられる。

ハ 温泉保護地域を知っていると回答した施設のうちの72%は、その設定は役立っていると回答している。

ニ 未利用源泉の有無については、18%があると回答しており、その理由として「現状のままでは使用できる状態にない」「利用しなくても間に合っている」が多かった。しかし、実情については、所有者と連絡が付かない等の源泉も多くあることから、今回の結果が全体を表しているとは必ずしもいえない。

(2) 温泉利用者（回答数220）

イ 利用期間については、日帰り(14%)、1泊2日(73%)と回答したものを合わせると87%あった。

回答数が10以上あった温泉地の「日帰り客」の内訳は、作並4%、秋保6%、鎌先33%、鳴子及び鬼首では0%であった。

- ロ 利用施設に望む情報としては、泉質の他、清掃状況及び循環の順に多く、レジオネラ症の発生等の問題から衛生面についての関心が高いものと考えられた。
- ハ 温泉の保護が十分に行われているかどうかについては、58%が分からないと回答しており、温泉保護地域については、89%が知らないと回答している。
- ニ 回答者の年代別に比較してみると、平成17年2月の温泉法施行規則改正については、年代が高くなる程、知っているという回答した割合が高くなっている。
- ホ 市街地に新しく温泉利用施設が出来たら利用するかどうかについては、年代が低くなる程、利用すると回答した割合が高くなっている。また、全体では47%が利用すると回答したが、そのような新しい施設の利用者の回答では、89%が利用すると回答している。

(3) 市町村（回答数30 回収率66.7%）

- イ 回答数30市町村のうち、27市町村が市町内に温泉がある自治体であった。
- ロ 利用施設に望む情報としては泉質が多く、源泉のゆう出状況、同一温泉地での統一表示、また、衛生面として清掃状況及び循環についてが多かった。

(4) 掘削事業者（回答数12 回収率75.0%）

大深度掘削について制限すべきと回答した業者は17%、制限の必要はないと回答した業者は67%であったのに対し、都市部での掘削について推奨すべきと回答した業者は42%、制限が必要と回答した業者は50%であった。

(5) まとめ

- イ 温泉事業者に対する調査で10年前との比較を行ったが、バブル経済崩壊後の景気が低迷している時期に当たるため変化がないという回答が多かったと考えられる。
- ロ 温泉保護地域を知っている事業者の72%は、その設定が有効と考えている。
- ハ 温泉利用者の87%が日帰り、1泊2日と回答しており、情報提供の項目としては泉質が多く、清掃状況の情報提供を望んでおり、衛生面についての関心が高かった。
- ニ また、近年多くなってきた市街地の温泉施設については、回答者の半数近くが利用を考えており、若年層ほどその傾向が高かった。

第3章 目標と基本的方向性

1 温泉資源の保護

温泉を持続的に利用（利用者の保健休養、地域おこし、観光資源など多様な公益的利用）するためには、温泉資源の保護管理が必要である。

本県における温泉資源の保護のありかたとして、温泉水のゆう出量、泉温、泉質等に衰退現象がみられる温泉地については、温泉保護対策要綱の見直しを行う。

また、大深度掘削及び新規地域での開発の在り方等について検討する必要がある。

(1) 温泉保護対策要綱の見直し

イ 温泉保護地域の新設・拡張

県では、これまで代表的な温泉地において資源量の調査を行っており、それらの結果及び今後、動水位等の測定調査を行うことにより、新たな保護地域の設定や現在の保護地域の拡張についての検討が必要である。具体的には、秋保温泉の保護地域の新設、遠刈田温泉の保護地域の拡張等を検討する。

また、今後、新たな温泉地等でゆう出量の減少等の劣化現象が見られた場合、温泉資源の現状把握やゆう出メカニズムの解明を行うための温泉資源量調査等を実施する必要がある。

ロ 温泉準保護地域等における新規掘削の距離制限について

新規掘削については、既存源泉からの距離制限を規定している自治体がある。距離制限の根拠等については自治体により異なるが、本県においても近距離（500m以内）の申請がしばしばあり、検討の必要がある。

(2) 大深度掘削及び新規地域での開発の在り方

掘削深度の深い源泉では地下水の供給量が極めて少ないため湯量・温度・成分の変化が起きやすい性質がある。国の調査では、平成5年度に新規掘削許可を受けた源泉（全国500孔）について14年度末までの温泉ゆう出状況の変化の経過の調査で、自噴から動力揚湯への変更や動力装置の増強等を要するような状況が、1,000m未満の深度では4%、1,000m以上の源泉では13%であった。このようなことから動力装置等の許可に際し、過剰揚湯のないよう適正揚湯量は時間をかけて見極めた上で利用計画を立てるよう指導する必要がある。

2 温泉資源の有効・他目的利用の推進

(1) 未利用源泉の有効利用

源泉所有者に対して温泉利用の方策について検討を促し、定期的な維持管理を指導する。なお、温泉資源保護の観点から、利用の見込みがない源泉については廃孔するよう指導する。

(2) 集中管理システム導入の検討

温泉資源の有効・効率的利用の手段として、共同の管理体による合理的な配湯システムを設定することによって温泉の効率的な利用を目的とした集中管理システムの導入検討を推進する。温泉資源が年々増大する需要のために酷使され、一部の衰退現象が著しい温泉地については、こうした現象の進行を抑止し、効率的利用を推進する観点から必要により源泉の集中統合をはじめ給配湯の一元化等、温泉の集中管理を関係者の理解及び協力を得ながら推進していく。

(3) 地域特性を活かした有効活用

温泉地は、泉質をはじめとして、その地域の文化や社会条件、自然環境の違いなどによって、それぞれ特徴を持っている。また、今後、保養目的の滞在型ニーズが増えることが考えられることから、各温泉地で、地域特性をより明確にし、滞在型メニューの提示等、利用者のニーズに応えるべく、必要に応じた情報提供が重要である。

また、従来は単独の温泉地ごとに観光面の推進が図られてきたが、近年、周辺の温泉地、観光地と連携した情報やサービスの提供が求められてきており、全体の情報を把握した観光戦略についても検討する必要がある。

○ 事例を中心とした「温泉の保健的利用の手引き」

心身の健康づくり等、温泉の保健的利用への関心が高まっていることから、各事業主体による保健的利用の促進を目的とし、県では平成15年度に事例を中心とした「温泉の保健的利用の手引き」を作成した。

3 温泉の適正利用の推進

(1) 適正表示の徹底

温泉利用者は、温泉に関する正確な情報を求めていることから、温泉事業者は、それに応える必要がある。改正温泉法施行規則が平成17年5月に施行されたが、これらを含め適正掲示の表示の確認を行っていく必要がある。

(2) 源泉の適正な維持管理

源泉所有者は、自己の源泉が劣化しないように自ら保全しなければならない。これからの源泉所有者は、自主的に温泉のゆう出量、温度、水位等を定期的に継続して観測し維持管理する必要がある。又、温泉水については定期的に（概ね10年に1回）分析を行い泉質の確認を行うよう指導する必要がある。

なお、1,000m以上の大深度掘削については、他の源泉に比べ枯渇や泉質の変化等が危惧されるので、泉質の変化等を把握するため、電気伝導度の測定や分析頻度を増す等の対策が必要である。

温泉事業者に対しては研修会や講習会等を実施しているが、温泉資源の保護及び適正利用のための意識を高めるため今後とも継続して行っていく必要がある。

(3) 環境保全が必要な地域における温泉掘削

近年、温泉は掘削技術の進歩により既存の温泉地とは別に、温泉のなかった観光地や貴重な世界的遺産であるラムサール条約の登録湿地など、環境保全が必要な地域周辺での温泉掘削がみられる。このことに鑑み、他法令の所轄部局と調整の上、公益侵害が発生しないよう掘削等や利用に制限を加える等についても検討していく必要がある。

第4章 計画の推進

温泉が自然の恵みであり、限りある資源であることを認識し、事業者及び行政がそれぞれの立場に応じて、積極的に計画の推進について対応することが求められている。

1 事業者の取り組み

事業者は、温泉を利用し営業を行っており、その営業により恩恵を受けると共に温泉資源や周辺の環境に影響を与えていることを改めて認識する必要がある。

そして、このことを踏まえ、温泉資源の保護や適正利用に自主的に取り組むことが求められている。

また、自らの温泉地の持続可能な利用について将来的なビジョンを持ち、本計画に基づいて行われる温泉資源に関するモニタリング等の調査や、これらに基づいた行政の施策にも積極的に協力することが求められている。

さらに、利用者に対しては、法に規定された泉質や禁忌症等の掲示とともに、温泉資源の保護に取り組んでいる状況などわかりやすく情報提供することが求められている。

2 行政の取り組み

温泉を有する市町村は、温泉資源の保護を図りつつ、それぞれの歴史や環境等の特性を活かした温泉地づくりについて、住民や事業者と一体になった施策の推進を行うことが期待される。

県は、本県における温泉の現状及び課題を把握し、温泉資源への影響が生ずる可能性が高い地域に対し、科学的判断に基づいた温泉掘削、採取等の制限を行い温泉資源枯渇の未然防止の対策を行うとともに、効率的な管理など事業者が自主的に行う温泉資源の保護及び適正利用のための取り組みについて支援する必要がある。

また、県民、事業者及び市町村に、温泉資源の保護についての理解と、本計画の推進について普及啓発を行う。

さらに、温泉法は温泉の保護とその利用の適正化を図ることがその目的であり、掘削や動力装置の許可後の施設や観光開発に伴う規定は他法令による規制を受けていることから、本計画の推進に当たっては、宮城県自然環境保全審議会温泉部会の意見を聞くとともに、関係部局との連携や、必要に応じた対応策の検討等を行い、施策を推進していく。

宮城県温泉資源管理基本計画策定検討会開催要綱

(開催)

第1条 温泉資源を保護し、その利用の適正を図るための具体的な内容を示す「宮城県温泉資源管理基本計画」(仮称)を策定するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、宮城県温泉資源管理基本計画策定検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(構成)

第2条 検討会は、知事が10人以内で別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

(座長・副座長の職務)

第3条 検討会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたとき、その職務を代理する。

(検討会)

第4条 検討会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

宮城県温泉資源管理基本計画策定検討会構成員

(分野別50音順)

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|--------------------|--------|---------------------------|
| 東北大学名誉教授 | 蟹澤 聰史 | 学識経験者 |
| 東北薬科大学教授 検討会座長 | 沼澤 光輝 | 〃 |
| 仙台社会保険病院名誉院長 | 三友 紀男 | 〃 |
| 城西国際大学教授 検討会副座長 | 山村 順次 | 〃 |
| 有限会社岩沼屋専務 | 橘 眞紀子 | 温泉関係有識者 |
| 著述業 | 八岩 まどか | 〃 |
| 鳴子町長 | 高橋 勇次郎 | (社) 宮城県温泉協会会長 (平成17年度) |
| 川崎町長 | 寛野 秀雄 | (社) 宮城県温泉協会会長 (平成18年度) |

○宮城県温泉資源管理基本計画策定検討会開催経過

平成17年度

第1回 平成17年 6月24日

第2回 平成17年10月27日

第3回 平成18年 3月22日

平成18年度

第1回 平成18年 7月20日

第2回 平成18年10月17日

第3回 平成18年12月18日

第4回 平成19年 3月14日

